## ○補助金・負担金の交付状況の公表について

1　目的等

補助金・負担金（以下「補助金など」という。）に係る制度の公正性及び透明性の向上を図ることを目的に、補助金などの執行状況の情報提供を推進します。

2　対象

予算科目の「補助交付金」「負担金」を掲載しています。

3　補助金などの分類

補助金などの分類については、下記のとおり行っています。(豊中市での分類に準じて行っています。)

【補助金分類】

| 分類 | 区分 | | 内容 |
|---|---|---|---|
| 1　主体分類 | 1 | 局単独・義務型 | 局が単独で交付するもので、法令等の規定に基づく義務的なもの |
| | 2 | 局単独・任意型 | 局が単独で交付するもので、局の独自の判断によるもの |
| | 3 | 国・他自治体等協調型 | 国や府等と協調して交付するもの |
| 2　性質分類 | 1　団体に対する補助 | | |
| | 11 | 運営費補助 | 団体の維持活動に充てるために交付するもの |
| | 12 | ハードに対する事業費補助 | 施設の建設・修繕、設備投資に係る補助 |
| | 13 | ソフトに対する事業費補助 | 各種イベント、大会の開催等に対する補助 |
| | 14 | その他 | 上記 11 から 13 まで以外 |
| | 2　個人に対する補助 | | |
| | 21 | 扶助費的補助 | 生活維持や健康福祉の増進などを目的とした個人に対する金銭の給付 |
| | 22 | その他 | 上記以外 |

【負担金分類】

| 分類 | 区分 | | 内容 |
|---|---|---|---|
| 1　主体分類 | 1 | 局単独・義務型 | 局が単独で負担するもので、法令等の規定に基づく義務的なもの |
| | 2 | 局単独・任意型 | 局が単独で負担するもので、局の独自の判断によるもの |
| | 3 | 国・他自治体等協調型 | 他自治体との協議により合意した条件のもとで局が負担を行うもの（協定書、市長会等での決定事項など） |
| 2　性質分類 | 1 | 運営に対する負担金 | 年会費など構成員として負担先団体の運営経費を負担するもの |
| | 2 | 事業に対する負担金 | 建設負担金、施設の維持管理など事業の対価として負担するもの |
| | 3 | その他 | 上記１から２まで以外 |

※法令等の規定とは、「…しなければならない。」または「…するものとする。」などと規定されているもの

※協調とは、国の法令や府、市の条例により制度が実施されており、国・府・市・事業者の補助割合等が定められているものや、他自治体との協議により協定等を締結するなどにより協調して実施するもの

4　その他

個々の内容についてのご意見等は各担当課にお寄せください。

【お問い合わせ】
〒560-0022　豊中市北桜塚４－１１－１８
豊中市上下水道局　経営部　総務課
TEL　０６－６８５８－２９１１
FAX　０６－６８５８－４８８３
※インターネットによるお問い合わせにつきましては、局ホームページの「お客さまの声をお聞かせください」からお寄せください。